

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（下北北部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備））計画を変更したいので、同項の規定により下記の書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又はその他の土地についてこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、土地改良法第 3 条の規定により令和 8 年 3 月 11 日までに大間町農業委員会に申し出られたい。

また、当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の農地につき、この事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過しない間に農地以外に転用されたことに伴い、この事業につき地元分担金以外の事業費のうち当該転用農地に係るものを返還する場合には当該転用農地につき土地改良法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収する。

令和 8 年 3 月 2 日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

記

1 掲示書類

- (1) 土地改良事業計画概要書
- (2) 予定管理方法等を記載した書面
- (3) 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面
- (4) 受益地域を記載した書面

2 掲示場所

大間町掲示場及び青森県庁ウェブサイト

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/kanri_01.html)



変更理由を記載した書面

中山間地域総合整備事業

[ほ場整備]
(第3 回変更)

県 名 : 青 森 県
地 区 名 : 下 北 北 部
所 在 地 : 大 間 町
事 業 主 体 : 青 森 県

計画変更の内容及び変更を必要とする理由（ほ場整備）

1 変更の内容

(1) 事業費

(単位：千円)

路線名	事業費		増減	増減の内訳			
	変更前	変更後		自然増	事業量変更	工法変更	その他
新釜・黒岩	344,598	294,851	△ 49,747	25,600	△ 75,347		
事務的経費	17,230	14,742	△ 2,488	1,270	△ 3,758		
合計	361,828	309,593	△ 52,235	26,870	△ 79,105		

(2) 地区面積、主要工事計画等

区分	変更前	変更後	備考
地区面積	A=21.4ha	A=12.5ha	△41.6%
主要工事計画	区画整理A=14.1ha	区画整理A=9.5ha	△32.6%
工期	平成29年～令和4年	平成29年～令和9年	
費用の概算	361,828千円	309,593千円	
年総効果額	9,419千円	17,471千円	
総費用総便益比	1.14	1.04	

(3) 経済効果額

項目	変更前	変更後
作物生産効果	3,173	4,464
維持管理費節減効果	△ 1,605	123
営農経費節減効果	5,927	9,655
国産農産物安定供給効果	1,924	3,229
計	9,419	17,471
総費用総便益比	1.14	1.04

2 変更する理由

耕作者の営農規模縮小による整備の一部取りやめに伴い、純工事費及び換地に係る経費が減ったため、事業費の減による変動率が21.9%となり、10%を超えるため重要な変更となる。

また、地区面積も減となり、変動率が41.6%で10%を超えるため重要な変更となる。

同様に、地区面積の減に伴う主要工事計画も変動率32.6%となり、20%を超えるため重要な変更となる。

$$\frac{\text{変更後事業費} - (\text{変更前確定事業費} + \text{自然増})}{\text{変更前確定事業費}} \times 100 =$$

$$\frac{309,593 - (361,828 + 26,870)}{361,828} \times 100 = \Delta 21.9 \quad \geq \Delta 10\%$$

事業費について、 $\Delta 21.9\%$ と10%を超えるため重要な変更該当する。

地区面積の変更

路線名	変更前	変更後	増減
新釜・黒岩	21.4ha	12.5ha	$\Delta 8.9ha$
計	21.4ha	12.5ha	$\Delta 8.9ha$

$$\Delta 8.9 \text{ ha} / 21.4 \text{ ha} \times 100 = \Delta 41.6 \quad \geq \Delta 10\%$$

地区面積について、 $\Delta 41.6\%$ と10%を超えるため重要な変更該当する。

主要工事計画の変更

路線名	変更前	変更後	増減
区画整理	14.1ha	9.5ha	$\Delta 4.6ha$
計	14.1ha	9.5ha	$\Delta 4.6ha$

$$\Delta 4.6 \text{ ha} / 14.1 \text{ ha} \times 100 = \Delta 32.6 \quad \geq \Delta 20\%$$

主要工事計画について、 $\Delta 32.6\%$ と20%を超えるため重要な変更該当する。

土地改良事業計画概要書

中山間地域総合整備事業

[ほ場整備]

(第3回変更)

県名：青森県
地区名：下北北部
所在地：大間町
事業主体：青森県

目 次

第1章	目 的	-----	1
第1節	目 的	-----	1
第2節	地 積	-----	1
第2章	地域の所在及び現況	-----	1
第1節	地域の所在及び地形	-----	1
第2節	土質及び土壌	-----	1
第3節	気 象	-----	1
第4節	水 利 状 況	-----	1
第5節	道 路 状 況	-----	2
第6節	営 農 状 況	-----	2
第7節	地域環境の概況	-----	2
第3章	基本計画	-----	2
第1節	事業計画の要旨	-----	2
第2節	営農計画及び土地利用計画	-----	2
第3節	用 水 計 画	-----	2
第4節	排 水 計 画	-----	3
第5節	道 路 計 画	-----	3
第6節	農用地造成計画	-----	3
第7節	洪水調節計画	-----	3
第8節	干拓計画	-----	3
第9節	農用地整備計画	-----	3
第10節	老朽ため池改修計画	-----	3
第4章	工事又は管理の要領	-----	3
第1節	主要工事計画	-----	3
第2節	工事の施行方法	-----	3
第3節	工事完了後の施設の管理	-----	3
第5章	換地計画の要領	-----	3
第1節	換地計画樹立の必要性	-----	3
第2節	換地計画樹立の基本方針	-----	3
第3節	土地改良法第5条第6項に規定する 国有地等の編入承認に係る地積	----- -----	4 4
第6章	費用の概算	-----	4
第7章	効 用	-----	4
第8章	他の事業との関係	-----	4
第9章	計画概要図	-----	4

第1章 目 的

第1節 目 的

本地区の水田は、未整備で狭小な区画が多く、水田経営の担い手も少なくなっていることから、不作付による荒廃が進行している状況である。

そのため、水稻から畑作物への転換を図り、大間町の推奨作物である「オコッペいも」の作付に適した農地を整備することにより、不作付状態を解消し、農業の安定的な経営に資することを目的とする。

第2節 地 積

現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
大 間 町	11.1	-	-	-	1.4	12.5	その他は、道水路

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域の所在及び地形

本地区は、青森県の最北部、下北半島の北西部に位置しており、大間町が事業計画区域の対象となっている。東南部はむつ市に接し、西は平館海峡を挟んで津軽海峡と面し、北は津軽海峡を隔てて北海道を望んでいる。

地形は、全体的にまとまった平坦地が少なく、急峻な山地が海岸線まで迫る地勢条件であり、農業の生産には不利な地域である。

本受益地は普通河川赤石川と山地に囲まれた水田地帯。勾配は1/23～1/44で、1/25が主である。

第2節 土質及び土壌

本地区の内、大間地域の西部山地の大部分は、新第三紀の火山砕屑物から成り立っている。土壌は植壤土で表土は砂壤土と腐葉土の中間的なものが大部分を占めている。

第3節 気 象

1. 一般気象

観測所名	大間 地域気象観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備 考
観測期間	平成27年～令和6年	5月～9月	10月～4月		
平均気温	(℃)	18.3	5.5	10.8	
降水量	平均 (mm)	592	539	1,131	
	基準年 (mm)	435	527	962	基準年 昭和53年
降水日数	平均 (日)	47	74	121	
	基準年 (日)	47	84	131	基準年 昭和53年
根 雪 期 間	1月17日～2月18日			33 日 間	
無 霜 期 間	5月10日～10月24日			168 日 間	
最 多 風 向	W	最大風速 (風向)	19 m/s (SW)	最多風向発生時期 最大風速発生年月日	10月～3月 平成28年4月17日

2. 特殊気象

観測所名：大間地域気象観測所

観測期間	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	数量	年月日								
昭和22年～令和6年										
最大日雨量	166mm	S33.9.27	162mm	S48.8.29	161mm	H10.8.3	151mm	S35.8.2	134mm	S47.2.27
最大連続雨量	254mm	S33.8.15	220mm	H9.8.8	207mm	S48.9.22	202mm	S50.7.24	194mm	S55.8.27
		～ S33.8.21		～ H9.8.13		～ S48.9.27		～ S50.7.30		～ S55.9.2
最大連続干天日数	41日	S48.6.19	39日	S53.7.3	38日	S25.7.16	38日	H1.6.29	31日	H18.7.18
		～ S48.7.29		～ S53.8.10		～ S25.8.22		～ H1.8.5		～ H18.8.17

第4節 水利状況

1. 用水状況

本地区は、二級河川材木川を水源とし、団体営かんがい排水事業により整備した用水路を通じて地区内に導水している。

2. 排水状況

受益地の排水は用排水兼用の土水路又は耐用年数を経過した一部旧体フリュームであるが、大部分が耕作放棄地となっていて維持管理がなされていない状態。排水は普通河川赤石川に自然排水している。

第5節 道路状況

受益地の農道は未整備で道路幅員が狭く農道本数も少ないため、多くの農家は生産物、生産資材及び営農機械等の搬出に多大な労力を費やしている現状である。

第6節 営農状況

本地区は、農作物生産に不利な条件（季節風、塩害、地理的不利等）を抱えることから、年々農作物の作付面積が減少し、自家消費型の農業が主体である。農作物毎の作付面積では水稻の作付面積の減少が顕著であるが、馬鈴薯等の畑作物は主要作物として継続的な作付がなされている。

第7節 地域環境の概況

本地区は、青森県下北半島北西部に位置し、津軽海峡を隔てて、北海道渡島半島に相対している自然の恵み多い農山漁村地帯である。そのほとんどが、山地と海岸線によって占められおり、海岸線に沿って集落が点在し、さまざまな自然景観を形成している。

本地域の動植物としては、ヒバ、スギ、カラマツ等の針葉樹、ブナ、ナラ等の広葉樹が繁茂しており、国の天然記念物に指定されているニホンザル、特別天然記念物のニホンカモシカ等が生息している。

第3章 基本計画

第1節 事業計画の要旨

1. 要 旨

本地区の水田は、狭小な団地が多く、区画も未整備であり、水田経営の担い手も少なくなってきたことから、不作付面積が多く、荒廃している状況である。

そのため、地域資源である農用地の不作付を改善する目的で、水稻からの転換を図り、大間町の推奨作物である「オコッペいも」の作付に適した農用地づくりを行い、農業の安定的な経営を目標とするものである。

なお、貴重な動植物を施行区域で発見した場合、環境との調和に配慮するため近くに移動又は移植させる。

2. 事業別面積

土地利用区分 事業目的	水田 (ha)	畑						非農用地 (ha)	計 (ha)	備 考
		普通畑 (ha)	果樹園 (ha)	牧草地 (ha)	茶園 (ha)	その他 (ha)	小計 (ha)			
区 画 整 理	-	9.5	-	-	-	-	9.5	3.0	12.5	

第2節 営農計画及び土地利用計画

1. 営農計画の概要

本事業の実施により、農用地の不作付を改善し、営農効率の向上と農業経営の安定を図る。

2. 土地利用区分

土地利用区分 区分	水田 (ha)	畑						小計 (ha)	原野 (ha)	山林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	備 考
		普通畑 (ha)	牧草畑 (ha)	果樹園 (ha)	茶園 (ha)	その他 (ha)							
現 況	11.1	-	-	-	-	-	11.1	-	-	1.4	12.5		
計 画	-	9.5	-	-	-	-	9.5	-	-	3.0	12.5		

3. 作付計画

普通畑： ばれいしょ A= 9.5 ha

第3節 用水計画

1. 計画基準年 該当なし

2. かんがい方式 該当なし

3. 計画用水量 該当なし

4. 水源計画 該当なし

第4節 排水計画

1. 計画基準雨量

日雨量 121mm/day (1/10確率雨量)

2. 計画排水方式

整備区画隣接の普通河川赤石川へ自然排水する。

3. 計画排水量

項目	受益面積 (ha)	流域面積(km ²)		全排水量 (m ³ /s)	備 考
		平 地	山 地		
新 釜	9.5	0.095	-	0.300	
計	9.5	0.095	-	0.300	

第5節 道路計画

受益地内の農道は、支線道路Ⅰ型の延長1,570.8m 全幅員5.0m 有効幅員4.0mの砂利舗装とする。
支線道路Ⅱ型については、延長278.6m 全幅員4.0m 有効幅員3.0mの砂利舗装とする。

第6節 農用地造成計画 該当なし

第7節 洪水調節計画 該当なし

第8節 干拓計画 該当なし

第9節 農用地整備計画

区画の形状

長辺×短辺 (m)	区画面積 (ha)	全体面積 (ha)	割 合 (%)	区画落差 (m)	備 考
100×20	0.2	9.5	100.0	1～2	

第10節 老朽ため池改修計画 該当なし

第4章 工事又は管理の要領

第1節 主要工事計画

区画整理工 A = 9.5 ha

第2節 工事の施行方法

1. 工事は、原則として請負施工で行う。

2. 工事着手及び完了の予定時期

平成29年度 着手

令和9年度 完了予定

第3節 工事完了後の施設の管理

この事業によって造成された施設は、大間町が管理する。

第5章 換地計画の要領

第1節 換地計画樹立の必要性

従前地の区画形状の変更、道水路の改廃・新設及び農用地の集団化による従前地の権利の変動により、換地計画樹立の必要がある。

第2節 換地計画樹立の基本方針

1. 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、左記の日から3か月以内に測量士、測量士補または土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合には、その申出のあった地積とする。

2. 農用地集団化の方法

換地区名	区分 地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	1戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
全工区	—	換地は各人の従前の土地利用条件等を考慮してできるだけ集団化する。	1～2	—

3. 非農用地換地の方法 該当なし

4. 清算の方式 比例地積清算方式

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

(単位：ha)

用途	公用公共用地				一般国有地	合計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
道路	-	-	1.3	1.3	-	1.3
水路	-	-	1.6	1.6	-	1.6
計	-	-	2.9	2.9	-	2.9

第6章 費用の概算

事業費： 309,593 千円

工事関係費： 294,851 千円

事務的経費： 14,742 千円

(但し、事業費は物価の変動等により増減の生ずることもある。)

第7章 効用

(単位：千円)

効果区分	年総効果額	増加見込所得額	備考
作物生産効果	4,464	9,672	食料の安定供給の確保に関する効果
営農経費節減効果	9,655	9,655	食料の安定供給の確保に関する効果
維持管理費節減効果	123	1,795	食料の安定供給の確保に関する効果
国産農産物安定供給効果	3,229	-	食料の安定供給の確保に関する効果
計	17,471	21,122	令和7年度単価

< 参考 >

総費用： 412,223 千円

総便益額： 432,678 千円

総費用総便益比： 432,678千円 ÷ 412,223千円 = 1.04

第8章 他の事業との関係

区分	事業名	事業主体	受益面積 (ha)	事業内容
異種	中山間地域総合整備事業 [農道整備]	青森県	174.3	・農道整備工 L=3,825.4m
異種	中山間地域総合整備事業 [農業用排水施設整備]	青森県	29.2	・用水路工 L=481.4m ・排水路工 L=1,025.2m

第9章 計画概要図

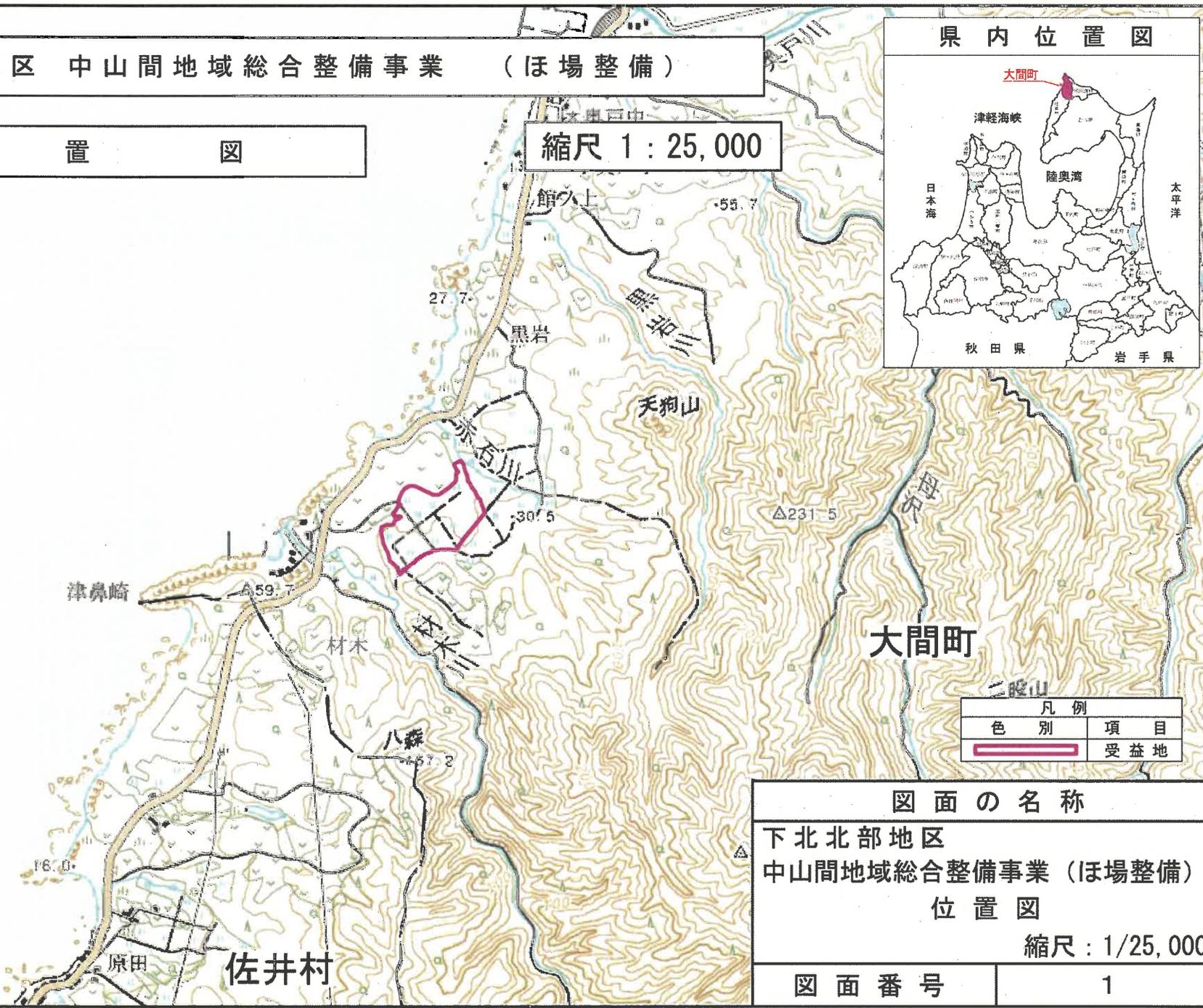
別紙添付図面のとおり (縮尺：1/25,000)

下北北部地区 中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)

位置図

縮尺 1 : 25,000

県内位置図



凡例	
色別	項目
	受益地

図面の名称

下北北部地区
中山間地域総合整備事業 (ほ場整備)
位置図

縮尺 : 1/25,000

図面番号

1

下北北部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備） 計画概要図



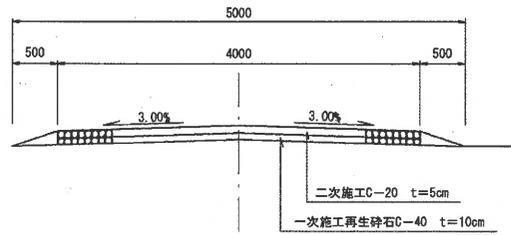
凡 例	
記号	事 項
	区画整理区域
	国 県 道
	河 川
	支 線 道 路
	排 水 路
	畑

図 面 の 名 称	
下北北部地区 中山間地域総合整備事業（ほ場整備） 計画概要図	
図面番号	2

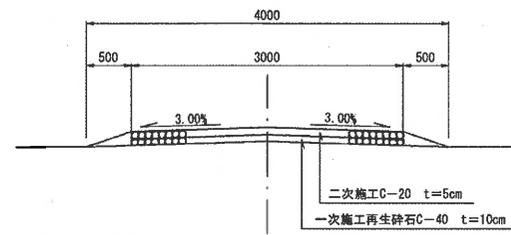
下北北部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備） 主要構造図

支線道路

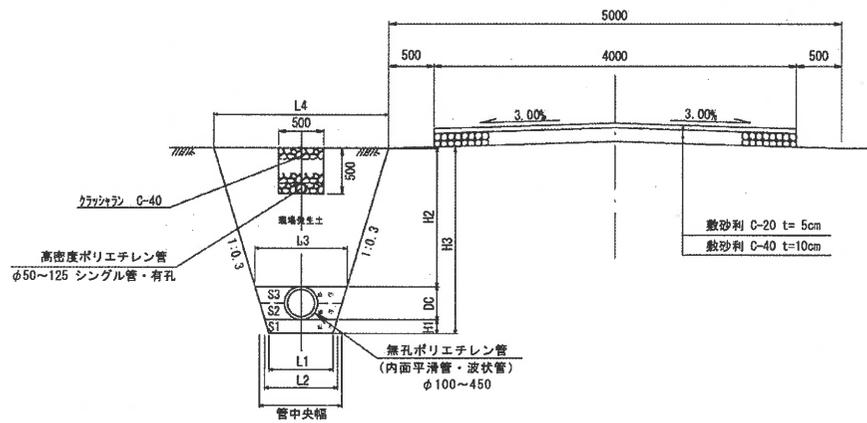
支道Ⅰ型



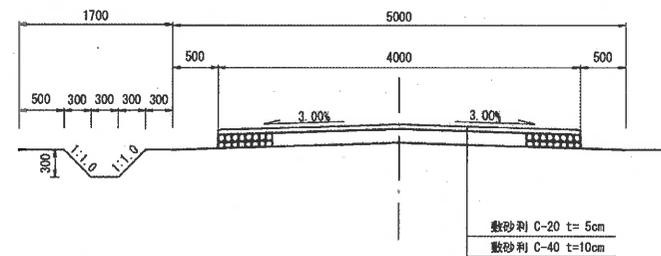
支道Ⅱ型



小排水路工



承水路工



図面の名称	
下北北部地区 中山間地域総合整備事業（ほ場整備） 主要構造図	
図面番号	3

予定管理方法等を記載した書面

中山間地域総合整備事業

[ほ場整備]

(第3 回変更)

県名：青森県
地区名：下北北部
所在地：大間町
事業主体：青森県

県営下北北部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備）によって造成された施設の予定管理方法等

1. 管理者

大間町

2. 管理すべき施設の種類

支線道 1,849.4 m

排水路 2,438.6 m

3. 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

(1) 概算の費用

103 千円／年

(2) 負担方法

大間町が全額を負担する。

事業費の負担区分の予定及び 地元負担の予定基準を記載した書面

中山間地域総合整備事業

[ほ場整備]

(第3 回変更)

県名：青森県
地区名：下北北部
所在地：大間町
事業主体：青森県

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

1. 事業費の負担区分

区 分		事業費	国	県	町	受益者
工事費	負担予定率	% 100.0	% 55.0	% 30.0	% 15.0	% -
	負担予定額	千円 294,851	千円 162,168.0	千円 88,455.3	千円 44,227.7	千円 -
事務的経費	負担予定率	% 100.0	% -	% 100.0	% -	% -
	負担予定額	千円 14,742	千円 -	千円 14,742	千円 -	千円 -
合 計	負担予定額	千円 309,593	千円 162,168.0	千円 103,197.3	千円 44,227.7	千円 -

2. 地元負担金の負担方法

(1) 市町村負担金の負担方法

土地改良法第91条第6項の規定に基づき大間町が全額負担する。

(2) 受益者分担金の負担方法

該当なし

受益地域を記載した書面

中山間地域総合整備事業

[ほ場整備]

(第3 回変更)

県名：青森県
地区名：下北北部
所在地：大間町
事業主体：青森県

